



## Beyond KUSS , 2025 !!



### 「大学」?

進路希望調査で「大学校」を希望している人もいました。「大学」と「大学校」はどのように違うのでしょうか。

「大学」は、学校教育法第83条に以下のように示されています。

第1項 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第2項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

参考までに「中等教育学校」は、学校教育法第63条に以下のように示されています。

中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

学校教育法に「大学校」の目的は示されていません。なぜなら「大学校」は学校教育法第1条に定める学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)でないからです。中等教育学校や大学とは異なり、特別な目的を達成するために設置された学校です。防衛大学校、防衛医科大学校、税務大学校、気象大学校及び海上保安大学校等は、学校を設置する省庁の職員に、職務を遂行する上で必要な教育及び訓練を施す機関です。そのため、前述の大学校の学生は、学校を設置する省庁の職員として給与が支給されます。学校基本調査の統計上は、これらの学校に入学した場合、進学ではなく就職としてとして取り扱います。現在では、制度上、大学校卒業生にも「大学改革支援・学位授与機構」から学位(学士、修士、博士)が授与されます。ただし、防衛医科大学校看護学科、海上保安大学校及び気象大学校は「学士」の学位しか認められていません。

「大学」は「学問の自由」のもと、運営されるのが大原則です。これは、ヨーロッパ中世の大学から続く伝統です。「大学校」はそのような「大学」の枠組から外れた位置にあります。「大学」で学ぶということは、「中等教育学校」や「高等学校」で学ぶ「高度な普通教育」を基礎として、より高度な教養教育と専門教育を施す機関です。歴史的にみると、このより高度な教養教育を身につけることが、「大学」で学ぶ重要な意義になります。このより高度な教養教育を前提に、「学問の自由」のもと専門教育を学ぶのが「大学」です。省庁の業務のために学ぶわけではありません。もちろん、大学進学を資格や就職のことを考えて選択する場合もあるでしょう。「大学」に進学する意味は、高度な教養教育を身につけ、様々な観点から判断できる広い視点を持ち、専門教育に取り組む点にあります。この点、欧米でも同様です。日本の大学生の弱点は教養レベルの低さにあるかもしれません。本校卒業生は「大学」に進学する意味を理解したうえで、卒業後のステージを考えてもらいたいです。

### ゴールデンウィーク前半

今週末4月27日(土)から今年のゴールデンウィークが始まります。前半3日、登校3日、後半4日と前半と後半に分断されています。前半3日の休日、みなさんはどのように時間を使うのでしょうか。後悔を繰り返すことがないように、時間を使いましょう。

<保護者の方々にも読んでいただきましょう>

『Beyond KUSS , 2025 !』など進路課が発信する情報の一部をHPに掲載しています。